

安全データシート(SDS)  
 <混合物用(塗料用)>

1. 化学品及び会社情報

管理番号 341-キ  
 製品番号 XU-341-325 ACRIC No.1000 Packaged color SDS-キ  
 製品名 アクリック1000 ZF5  
 毒劇法 該当せず  
 種類 硝化綿塗料  
 主な用途 自動車補修用塗料

会社名 関西ペイント株式会社  
 住所 〒541-8523 大阪市中央区今橋2丁目6番14号  
 担当部門 自補修塗料製品技術部(平塚) TEL NO. 0463-23-8581  
 担当者 自補修塗料製品技術部長 FAX NO. 0463-23-8920  
 作成者 梶川 正倫 作成・改訂 2016年05月14日  
 ホームページアドレス <http://www.kansai.co.jp>  
 緊急連絡先 自補修塗料製品技術部(平塚) TEL NO. 0463-23-8581  
 夜間・休日 0463-23-2111

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

GHS分類を評価した結果、GHS分類に該当した項目のみ表示しています。  
 表示の無い項目は、分類できない、区分外のいずれかに当たります。

引火性液体	区分 2	
急性毒性(吸入:蒸気)	区分 4	
皮膚腐食性・刺激性	区分 2	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2	
発がん性	区分 2	
生殖毒性	区分 1	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 1	(神経)
	区分 2	(呼吸器, 全身毒性, 肝臓, 腎臓)
	区分 3	(麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1	(神経, 腎臓)
	区分 2	(呼吸器)
水生環境有害性(急性)	区分 2	
水生環境有害性(長期間)	区分 3	

【GHSラベル要素】



危険

【危険有害性情報】

- ・非常に燃えやすい液体である。蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。
- ・吸入すると急性の有害性がある。
- ・有機溶剤中毒を起こす恐れがある。
- ・皮膚を刺激する恐れがある。
- ・重篤な眼への刺激
- ・発がんのおそれの疑いがある。
- ・人の健康に重大な影響を与える恐れがある物質を含有している。
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれがある。
- ・ばく露により臓器の障害がおこる。
- ・長期または反復ばく露による臓器の障害がおこる。
- ・水生生物に毒性がある。
- ・長期的影響により水生生物に有害である。

【注意書き】

《予防策》

- ・容器を密閉しておくこと。
- ・熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。

- ・規制当局が指定する保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・（静電気に敏感な物質を積みなおす場合は）（製品が危険有害な気体を発生させるような揮発性の場合は）容器および受器を接地すること。
- ・防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・火花を発生しない工具を使用すること。
- ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
- ・規制当局が指定する保護手袋を着用すること。
- ・取扱い後はよく洗うこと。
- ・大火災および大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。
- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・必要に応じて個人用保護具を使用すること。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・（必要な時以外は）環境への放出を避けること。

#### 《応急措置》

- ・（水がリスクを増大させる場合）火災の場合には、消火に規制当局が指定する適当な手段を使用すること。
- ・皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当を受けること。
- ・特別処置が緊急に必要である。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当を受けること。
- ・取り扱った後、手を洗うこと。
- ・ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。
- ・ばく露した場合：医師に連絡すること
- ・（緊急の処置が必要な場合）特別処置が緊急に必要である
- ・気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。

#### 《保管》

- ・涼しい所／換気の良い場所で保管すること。
- ・施錠して保管すること。

#### 《廃棄》

- ・内容物／容器を行政の規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成、成分情報

成分及び含有量（危険有害物質を対象）

No.	成分名	CAS No.	含有量 Wt%	P R T R 対象	備考
1)	非結晶性シリカ A	7631-86-9	0.1～ 1		
2)	二酸化チタン	13463-67-7	10～ 15		
3)	トルエン	108-88-3	16	1種	300
4)	キシレン	1330-20-7	8.4	1種	80
5)	エチルベンゼン	100-41-4	7.8	1種	53
6)	メチルアルコール	67-56-1	1～ 5		
7)	イソプロピルアルコール	67-63-0	1～ 5		
8)	ブチルアルコール	71-36-3	1～ 5		
9)	イソブチルアルコール	78-83-1	1～ 5		
10)	メトキシブチルアセテート	4435-53-4	1～ 5		
11)	メチルイソブチルケトン	108-10-1	1～ 5		
12)	酢酸エチル	141-78-6	1～ 5		
13)	ニトロセルロース	9004-70-0	5～ 10		
	(元素名)				
	該当元素を含まず				

\*元素名と成分名の欄に同一 P R T R 物質番号がある場合の P R T R 計算は、元素名の含有量を用いて下さい。



4)キシレン	50P	100P
5)エチルベンゼン	20P	100P
6)メチルアルコール	200P	200P
7)イソプロピルアルコール	200P	400P
8)ブチルアルコール	25P	
9)イソブチルアルコール	50P	50P
10)メトキシブチルアセテート		
11)メチルイソブチルケトン	20P	50P
12)酢酸エチル	200P	400P
13)ニトロセルロース		

略記号： P：ppm M：mg/m3 ACGIH：米国産業衛生専門家会議の定める限度

- 設備対策
- ・取扱い設備は防爆型を使用する。
  - ・排気装置を付け蒸気が滞留しないようにする。
  - ・液体の輸送・汲取り・攪拌等の装置は接地する。
  - ・取扱い場所の近くに高温・発火源となるものが置けない設備にする。
  - ・屋内塗装の場合、自動塗装機を使用する等、作業者が直接ばく露されない設備にするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるようにする。
  - ・タンク内部等の密閉場所で作業する場合、底部まで十分に換気できる装置を取付ける。
  - ・長時間取り扱う場合、給排気が十分にとればく露を受けない設備にする。
- 呼吸系の保護具
- ・有機ガス用防毒マスクを着用する。
  - ・密閉された場所では送気マスクを着用する。
- 手の保護具
- ・有機溶剤または化学製品が浸透しない材質の手袋を着用する。
- 目の保護具
- ・保護メガネを着用する。
- 皮膚および身体への保護具
- ・取り扱う場合には、皮膚を直接曝さないような衣類を付けること。また化学製品が浸透しない材質であることが望ましい。
- その他

## 9. 物理的及び化学的性質

### 物理的状态

状態(20°C)：液体 色：指定色 臭気：有機溶剤臭  
 pH：該当せず  
 融点・凝固点：情報なし 沸点：110.6°C～141°C 引火点 9.5°C (消防法の試験方法による)  
 爆発限界(下限) 1.1% (上限) 7.0%  
 蒸気圧：4893/Pa (30°C)  
 蒸気密度：情報なし 密度：1.05g/cm3 溶解度：情報なし  
 n-オクタノール/水分配係数：情報なし  
 自然発火温度：432°C 分解温度：情報なし  
 臭いの閾値：情報なし 蒸発速度：情報なし 燃焼性(固体・ガス)：情報なし  
 その他：

## 10. 安定性及び反応性

### 安定性

- 条件(温度・光等) ・標準的な条件では反応しない。  
 避けるべき条件 ・情報を有していない  
 混触危険物質 ・情報を有していない  
 危険有害な分解生成物 ・一酸化炭素・窒素酸化物等の有害性ガスが発生する。  
 その他の危険性情報 ・大量に燃焼すると爆発の危険性がある。  
 ・この製品を含んだ布・紙・ハケ・ローラー・ダストなどを堆積したり丸めたまま放置しないこと。

## 11. 有害性情報

No.	物質名	LD50M	LD50S	皮	眼	呼	変	発	生	単	反	吸	その他
1)	非結晶性シリカA												
2)	二酸化チタン	20000	10000		2B								
3)	トルエン	5000	12000	2	2B			1A	1	3	1	1	
4)	キシレン	3500		2	2A			1B	1	3	1	2	
5)	エチルベンゼン	3500	15400	3	2B		2	1B	2	3		1	
6)	メチルアルコール	1400	15800		2			1B	1	3	1		
7)	イソプロピルアルコール	3437	4059		2A			2	1	3	2	2	
8)	ブチルアルコール	1227	3636	2	2A					3	1	2	
9)	イソブチルアルコール	2596	2523	2	2A					3		2	
10)	メトキシブチルアセテート	4210											
11)	メチルイソブチルケトン	2080	16000		2B		2			3	1		

12) 酢酸エチル	4940	18000	2B	3
13) ニトロセルロース	5000			3

略記号：LD50M：経口（主としてラット）mg/kg LD50S：経皮（主としてラビット）mg/kg  
 皮：皮膚腐食性・刺激性 眼：眼に対する重篤な損傷・刺激性 呼：呼吸器感作性または皮膚感作性  
 変：生殖細胞変異原性 発：発がん性 生：生殖毒性  
 単：特定標的臓器毒性－単回ばく露 反：特定標的臓器毒性－反復ばく露  
 吸：吸引呼吸器有害性

その他の有害性情報 ・製品としての安全性試験は行っていない。

1 2. 環境影響情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏洩、廃棄の際、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。</li> </ul>
生態毒性	・情報を有していない
残留性・分解性	・情報を有していない
生態蓄積性	・情報を有していない
土壤中の移動性	・情報を有していない

1 3. 廃棄上の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塗料・容器等の廃棄物は、許可を受けた産廃物処理業者と契約して処理する。</li> <li>・容器・機器装置等を洗浄した排水等は地面や排水溝へそのまま流さない。</li> <li>・排水処理・焼却等により発生した廃棄物についても”廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び関係する法規に従って処理するか業者に委託する。</li> <li>・廃塗料等を焼却する場合、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ処理する。または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。</li> <li>・特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。</li> <li>・塗料製品、廃塗料などは、悪臭防止法の悪臭物質に該当するので、廃棄にはこの法規に準じて行う。</li> </ul>
残余廃棄物	
汚染容器および包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮し、空容器は内容物を完全に除去後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</li> <li>・許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。</li> </ul>

1 4. 輸送上の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。容器に漏れないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、崩れ防止を確実にを行うこと。</li> </ul>
共通	
国内規制	
陸上輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合、それぞれの該当法律に定められた運送方法に従う。</li> <li>・荷送り人は運送者に運搬注意書（イエローカード等）を交付する。</li> </ul>
海上輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶安全法に定めるところに従うこと。</li> </ul>
航空輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空法に定めるところに従うこと。</li> </ul>
その他	
国際規制	
国連番号	1263
国連輸送名	塗料及び塗料関連材料
国連分類	3
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当

1 5. 主な適用法令	消防法：危険物第4類引火性液体第1石油類 労働安全衛生法施行令：引火性の物 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項2号（第2種有機溶剤等） 労働安全衛生法：第57条（表示すべき有害物） 労働安全衛生法：第57条－2 特定化学物質障害予防規則：第2条第1項第3号の3（特別有機溶剤等、エチルベンゼン、スチレン、メチルイソブチルケトンのいずれかを1%超含有するもの） 労働安全衛生法：第28条3項（健康障害を防止するための指針公表物） 悪臭防止法 化学物質管理促進法：第1種指定化学物質
-------------	--

1 6. その他の情報

主な引用文献

- ・日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」 (社)日本塗料工業会
- ・GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック(混合物用(塗料用)]  
日本塗料工業会
- ・ザックス 有害物質データブック 丸善

注 意

- ・このSDSは、現時点で入手した資料に基づいて作成しております。  
当該製品の危険・有害性に関する情報および評価は原材料の情報から推定した  
ものであり、必ずしも十分なものではありません。  
ご使用者の責任において安全な取扱い方法をお決めください。
- ・このSDSは、新しい知見により予告なく改訂することがあります。
- ・記載内容の中で含有量・物理的・化学的性質などの値は当該製品の品質とは関係  
ありません。
- ・この安全情報は国の規制を含む、(社)日本塗料工業会の基準に基づくもので  
ありますが、地方自治体の規制情報は含まれていません。  
安全作業や排出・廃棄等の場合に配慮すべきことは、当該自治体の規制に  
従い対処してください。

## [会社情報]

販売者：(株)スズキ自販群馬  
所在地：群馬県高崎市正観寺町231  
TEL:027-362-2345